

県民税利子割

県民税利子割は、預貯金の利子等の支払を受ける際に課税されます。

【納める人】

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人が金融機関等を通じて納めます。

【納める額】

支払を受けるべき利子等の額の5%
(所得税として別に15.315%が課税されます。)

【利子等とは】

次のものの利子、収益の分配、差益等をいいます。

- (1) 預貯金、合同運用信託
- (2) 私募公社債等運用投資信託等
- (3) 懸賞金付預貯金等
- (4) 金融類似商品……定期積金、相互掛金、抵当証券、金貯蓄（投資）口座、外貨建預貯金、一時払保険

【申告と納税】

金融機関等が、利子等の支払の際に徴収し、毎月分を翌月10日までに申告納入します。

【非課税】

次の方を対象に、一定の利子は非課税となります。
(非課税制度を利用する際には、金融機関等で手続を行ってください。)

対 象	種 類	限度額	内 容
障 害 者 等	少額預金非課税制度 (マル優)	350万円	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券
	少額公債非課税制度 (特別マル優)	350万円	国債、地方債
	郵便貯金非課税制度	350万円	※ 平成19年9月30日をもって廃止されました。ただし、日本郵政公社の民営化以前に預けた非課税郵便貯金については、満期（又は解約）までの間、引き続き非課税となります。 (日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象となります。)
給与所得者	財形住宅貯蓄	合わせて 550万円	給与所得者の給料からの天引預金
	財形年金貯蓄		
非居住者が支払を受ける利子等			
所得税において非課税とされる利子等			

【市町への交付】

県に納められた県民税利子割のうち59.4%は、県内の市町に交付されます。

【参考：法人県民税（法人税割）との調整】

法人が納めた利子割額は、法人税割との二重課税を調整するため、法人県民税の申告の際に、法人税割額からすでに納めた利子割額を控除します。控除しきれない場合は還付されます。

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から廃止されました。